

第12回議員定数等検討委員会

次 第

日 時 令和7年11月20日
本会議終了後
場 所 議員面会室1

1 開 会

2 議 事
議員定数、選挙区及び選挙区別議員定数について

3 閉 会

【配付資料】 議員定数等検討委員会報告書（案）

令和　年　月　日

議員定数等検討委員会報告書（案）

青森県議会議長
工　藤　慎　康　殿

議員定数等検討委員会
委員長　田　中　順　造

1 はじめに

本委員会は、議長から諮問のあった令和9年4月に予定されている青森県議会議員の次期一般選挙に係る「議員定数、選挙区及び選挙区別定数」について検討するため、令和6年3月22日に各会派から選出された委員16名をもって設置され、以後〇〇回にわたり委員会を開催し、慎重かつ厳正に検討を行ってきた。

本委員会においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）の関係条項の理解を深めるとともに、本県の人口の動向などについて把握した上で、

(1) **議員定数**

(2) **選挙区及び選挙区別議員定数**

を検討項目とし、さらに、

- ・**議員定数**については、県人口の減少等を考慮した場合における在り方、
- ・**選挙区及び選挙区別議員定数**については、選挙区間における「議員1人当たりの人口格差（一票の格差）」、公職選挙法の経過措置であるいわゆる「飛び地選挙区」、「一人区」

等を考慮し、検討を行い、意見集約を行ってきたところである。

2 検討結果

(1) 議員定数

46人

＜理由＞

県人口の減少等を勘案し、議員定数を現行の条例定数48人から2人削減し、46人とすることが適当である。

(2) 選挙区及び選挙区別定数

選挙区	定数
青森市・東津軽郡	11人
弘前市・中津軽郡	6人
八戸市・三戸郡(階上町)	8人
黒石市	1人
五所川原市・中泊町	2人
十和田市	2人
三沢市・上北郡(おいらせ町)	2人
むつ市・下北郡	3人
つがる市・西津軽郡	2人
平川市・大鰐町	2人
南津軽郡(藤崎町・田舎館村)・ 北津軽郡(板柳町・鶴田町)	2人
上北郡(野辺地町・七戸町・六戸町・ 横浜町・東北町・六ヶ所村)	3人
三戸郡(三戸町・五戸町・田子町・ 南部町・新郷村)	2人

＜理 由＞

① 選挙区

選挙区については、公職選挙法第15条第1項の規定により、「都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによる」ことを基本としながら、

ア いわゆる「飛び地選挙区」については、公職選挙法の経過措置が適用されている東津軽郡選挙区及び三戸郡選挙区について、東津軽郡選挙区は青森市選挙区と、三戸郡選挙区は階上町を八戸市選挙区と、それぞれ合区させ、解消する

イ 「一人区」について、三沢市選挙区は、生活圏や経済圏において密接な関わりがあることから、隣接する上北郡選挙区のおいらせ町と合区させ、解消する

ウ イ以外の一人区については、地域の事情や地域住民の考え方を踏まえ、できる限り解消することとし、検討した結果、つがる市選挙区と西津軽郡選挙区、南津軽郡選挙区と北津軽郡選挙区をそれぞれ合区させることにより、解消する

ことが適当である。なお、アにより、東津軽郡選挙区の一人区は解消することとなる。

② 選挙区別定数

選挙区別定数については、公職選挙法第15条第8項本文の規定による人口比例配分を適用し、五所川原市選挙区（五所川原市・中泊町）及び三戸郡選挙区（三戸町・五戸町・田子町・南部町・新郷村）の定数をそれぞれ1減とする。

ただし、階上町を合区させた八戸市選挙区（八戸市・階上町）の定数は、郡部の民意の反映を尊重する等の観点から、現状維持とする。

③ 一票の格差

以上の議員定数、選挙区及び選挙区別定数の見直しにより、「一票の格差」の最大格差は現行の 2.39 から 1.63 へ縮小することとなる。

(3) 議員定数等の適用日

議員定数、選挙区及び選挙区別定数については、令和 9 年 4 月に予定されている次期一般選挙の告示の日から適用するものとする。

3 その他

議員定数、選挙区及び選挙区別定数の検討過程においては、前記 2 の検討結果のほか、次に掲げる意見等があった。

- ・ 黒石市選挙区を唯一の一人区として残す見直し案は、当初、この検討委員会が掲げた、できる限り一人区を解消するという方針と整合しない。もし残せば、例えば、ある選挙区では、1人の票の価値が別の選挙区の半分程度にしかならないといった不公平を将来にわたって残すものである。過去の事例が示すように、無投票の温床にもなりかねない。さらに、住民の意思とも一致していない。黒石市議会は、合区による一人区解消を求め、鶴田町議会は、生活圏に沿った合区を要請した。一方、田舎館村議会は、現行選挙区の維持を決議した。意見が割れている今こそ、政治は全ての選挙区に同じルールを適用し、一人区をなくす、という原則を貫く必要がある。例外を作らず、一貫した制度として示すことが求められている。（新政未来）
- ・ 今まで過去 20 年間、議会改革に取り組んできたところ、なかなか意見が合わず改革に至らなかったことが今回、一歩も二歩

も進んだということ、そして、確かに問題点はあるものの、100点を望むのではなくて、今回は80点でもいいという結論で、とにかく前に進むことを前提に（本報告書における検討結果に）賛成することを決めたものである。いろんな御意見が確かにあるが、地域の声を聞くということは確かに我々の仕事ではあり、今回区割りの変更又は一人区の解消についてそれぞれの地域の意見もあり、まずは体制を整えて、次に進むということが必要ではないか。（オール青森）

- ・定数48を46に見直す理由を、平成18年の定数削減以来、県全体の人口減少が進み、今後も進むことが予想されることを挙げているが、定数を減らすことにより、対象になった選挙区の地域の声が、ますます県議会に届きにくくなり、人口減少に拍車をかけることになると考える。議員活動のあり方という面では厳しく問われなければならないが、民意の反映という立場に立つならば、最大限、現状維持とすべき。県財政のことも考慮して定数削減というのであれば、海外視察の全面的な自粛や政務活動費等にも鋭くメスを入れるなど、全体としての議員活動の費用の面で圧縮することで、人口減少地域における民意の反映を損なわないようにすることが必要と考える。（日本共産党）
- ・黒石市選挙区の見直しが出来なかった大きな要因の一つとして、公職選挙法の規定があり、青森県議会が今直面している課題の一つとして平川市選挙区の人口減というものを考えたときに、黒石市選挙区との合区、将来のありようについては、これは課題として、先送りされる形になったことは否めない。一方で、今行われている国勢調査も含め、今後人口減がどのように進んでいくのかということも俯瞰しながら、継続した議論が必要である。その上で、国に対してこの公職選挙法の例外規定を弾力的に、それぞれの都道府県議会の実情に応じて、見直すことができるよう、あらゆる機会を捉えて青森県議会として発信をし

て、改正を国に働きかけるべきではないのか。（公明党）

- ・県議会議員の次期一般選挙後も引き続き、検討を継続することを求める。（公明党）
- ・これまで様々な議論が長年にわたってされてきたと伺っている。今回を機に、また一步前進して、今後、人口減少等、状況が変わってくるので、引き続きの議論を求める。（参政党）
- ・黒石市選挙区が一人区で残ってしまうのは心残りではあるが、7あった一人区が1になるということで、大きく変わるというところと、飛び地の選挙区がゼロになるところが大きい。定数に関して、有権者の方から、議員が多すぎるという方もいれば、定数が減となることで自分達の声が届きにくくなるのではという、両方の御意見を頂戴しているが、どのような選挙区割り、どのような定数になろうとも、選ばれた人がしっかりとやらなければならぬということは変わらないと思う。（無所属・吉田議員）

議員定数等検討委員会開催状況

第1回（令和6年3月22日）

第2回（令和6年5月21日）

第3回（令和6年6月26日）

第4回（令和6年7月22日）

第5回（令和6年8月21日）

第6回（令和7年3月4日）

第7回（令和7年5月21日）

第8回（令和7年6月25日）

第9回（令和7年8月21日）

第10回（令和7年9月17日）

第11回（令和7年10月6日）

第12回（令和7年11月20日）

第13回（令和7年 月 日）